

「伊東巳代治関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻（下）

伊東文書を読む会

一〇一 明治(25)年3月25日

過日は懇到の御書翰接取、即刻可及拝答の処、実は昨今出京のつもりに而万事晤談に可尽と存候付、返書不相認候処、一昨日頃より胃病少々不快を感じ候故、頻りに撰養罷在候。為めに今日迄は出京難仕、尤少々快癒を覚候へば、早速上京可仕候。侍従長よりも蒙慰問候故、不日参朝御礼可申上と相答置申候。副島先生よりの御伝言も不堪深謝、序に宜布御申入可被下候。宿痾得微快候へば、出京可接晤談候。前条の仕合に付、拝答遷延の段不悪御聞置可被下候。東久伯へ及伝言候演説云々は、御氣付の如く止め可仕候間、御安心可被下候。為其。早々頓首
三月二十五日

博文

晨亭大兄

〔註〕封筒表「東京永田町枢密院官舎 伊東巳代治殿 伊藤博文 至急親展」

封筒裏「三月念五日 小田原」

一〇二 明治(28)年3月26日

開化新聞停止の事は直に内務大臣へ賤名を以て御申遣可被下候。為其。草々頓首
三月二十六日

翰長殿

博文

〔註〕封筒表「伊東書記官長殿 密至急」

封筒裏「博文」

一〇三 明治 年 3月 28日

二通共御返却可被下候。別紙英公使の返答は明二十九日午後三時来訪の趣、差支無之欣然面晤可致旨御回答可被下候。横浜より来書の方は大隈卿へ御聞合被下候て差支無之候へば、一部返書を添て御遣し可被下候。小生本日は少々風邪にて参朝不仕候。右御願迄。草略頓首

三月二十八日

博文

已代治兒

一〇四 明治 年 3月 31日

裁判構成法為参照、供貴覽。八十一条に懲戒の判決又は刑法の宣告に依るに非れば免黜せざる云々有之申候。経覽後御返却可被下候。不備

三月三十一日

博文

晨亭大老爺

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文」

一〇五 明治 年 4月 1日

本大臣の名前を以内務大臣へ御発電の事、可然御取斗有之度候。他事は得拝鳳可申述候。勿々頓首

四月一日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 密」

封筒裏「博文」

一〇六 明治(30)年 4月 5日

爾来御清祥敬賀仕候。横井時雄子の事に付、別紙の通三好退藏より申来候に付、尚半年分御給与相願度候。為其。勿々頓首

四月五日

博文

晨亭大兄

尚々三好退藏へ如例御渡被下度候。

〔別紙〕

拜啓 陳者横井へ被成下候分、先月に而六ヶ月に相成、既に空乏を告げ候趣に有之候間、本月分より御支給被成下度、此段相願候。書外拝光を期し候。頓首

四月三日

三好退藏

伊藤侯閣下

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「伊藤博文」

一〇七 明治 年4月7日

邨上よりの書翰為御持落手候。改進連の演説為差事も無之段、是亦為御知、敬謝此事に候。長谷川の周旋好都合に存候。明日御閑暇なれば御散步旁御貴臨是祈。とても適尊意候獵獲物は有之間布候へ共、看鳥不発炮も亦仁者の事ならんか。百戦百勝は非名将の謂と存候間、何卒御散歩旁御出懸是祈。勿々頓首

四月七日

博文

晨亭兄

一〇八 明治(20)年4月9日

明十日は少々差支有之候故、大倉へ御断置可被下候。明後十一日は橋場郷純造及川崎八右衛門の別荘へ被招居候故、同方角へ出浮可申帰路に立寄候都合なれば、差支無之。尤此方より相催候事には無之候。先は貴答而已。勿々頓首

四月九日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 敬復」

一〇九 明治(17)年4月20日

陸奥宗光添書には独り遊歴を事とする而已ならず、同人学問研窮の為なる事を記し、スタインに就て教示を仰がんとするの意をも書き加へ呉れよとの請究に有之候。スタインより過般書翰

にて申越たる書籍は両三日前落手、取調局に残置、荒川に為致

一読候筈に御坐候故、慥に相相達したる一応の礼を申入度候。此書簡へ別に御認可被下候也。

四月二十日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 親展」

一一〇 明治(31)年4月22日

昨夜は長坐乍早晚蒙厚遇万謝の至に候。其節及内話置候金員封入候間、御落手可被下候。且両三日前、支那公使より贈来の紹興酒一罇進呈候間、御落手可被下候。御好物なるや否は不存候得共、支那料理御好に付、或は御嫌悪にも無之候乎と拝察候。書外讓拝光。早々頓首

四月念二

博文

晨亭大兄

再伸 米国は愈最後の通知を發し、明二十三日迄に満足の回答を得不得ば、決議を實行する趣に而、已に西国公使は旅行証書を請求し、直に話聖東を立去るとの電報に候。

〔註〕 封筒表「伊東晨亭大兄 親展」

一一一 明治 年4月22日
別紙翻訳の上直に御返却可被下候也。

四月二十二日

巳代司先生

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代二殿 博文 密急」

一一二 明治 年4月25日

今晚英公使晚餐シソガポール総督面会の筈にて参り、帰路十時頃叩高門度と存候処御差支無之哉。少々御内話申置度儀有之候。御回答被下度候。為其。早々頓首

四月二十五日

農亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 博文 親展」

一一三 明治 年4月30日

只今帰京候処本日万事相運候哉。名代の事も都合克相濟候哉否。御沙汰書等有之候へば為御持可被下候。為其。勿々頓首

四月三十日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 親展至急」

一一四 明治(22)年5月3日

演説筆記報知日報へ御配布の趣、京都へ御遣の事異存無之候。日本の事関し書翰御示敬謝此事候。草々拝復

五月三日

巳代治老兄

博文

尚々即今御住居の家屋枢密院へ譲受の事、根本より如御承知確答有之居候処、今日大閉口にて前約を取消呉候様との事。尤此方にて相用候事は差支無之、所有権を譲渡す事を属官等不承知の趣、是を以大臣の威権をトするに足り可申敷。書外讓拝晤候。不尽

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 拜復密」

一一五 明治(21)年5月4日

一兩日の内より枢密院開会のものに候処、場処等の用意も未相整、書記官一人も出勤する者無之而は、到底至急の運に相成兼候に付、金子へ申合に而必ず一人は御出勤相成候様致度候。本房の事も大隈へ及談合候処承諾に付、早速表向及照会且上申の手續も無之而は不相成候。他の一人は平山に而は如何。松方へ可及相談候。勿々頓首

五月四日

伊東秘書官殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

一一六 明治(22)年5月7日

公論新聞別荘云々は絶て根拠なき事に付、早速御取消可被下候。読売の取消は一読、御手数敬謝の至に候。今午後は上野美術博覧会へ心の駒の都合に依り出掛可申乎と取斗候。さすれば一寸官舎へ御尋可申。草々頓首

五月七日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 拝復」

一一七 明治 年5月14日

唯今從横浜帰京、鮫津河崎やへ立寄、八、九時頃には別業へ立寄可申候に付、御待合せ可被下候。万一入夜神龍降天候も難計、其節は御留置可被下候。為其。勿々不尽

五月十四日

殿山

已代治兄

松方大臣より再応の電信到来。如請求相運候様法制局長官へ御申通是祈候也。

五月十五日

博文

已代治殿

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

一一九 明治 年5月15日

別紙大蔵大臣電報の趣は、早速法制局長官へ御問合の上、同大臣へ回答御取斗可被下候。為其。勿々頓首

五月十五日

博文

已代治殿

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 総理大臣 親展至急」

封筒裏「高輪私邸」

一二〇 明治 年5月17日

総て貴案の通にて異見無之候故早速御取計可被下候也。

五月十七日

博文

已代治兄

一一八 明治 年5月15日

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 宮内卿 親展」

一一一 明治(36)年5月19日

貴翰拝読。委詳御説示の趣敬承。今夕可致出京候間其上万事可
及御相談畢竟双方共々猜疑の念慮中間に介在し、相互に己の方
面にのみ便宜を謀らんとし国家の上より打算するの精神に乏し
き様鑑定するの外無之。政府に在りても地租案撤回に必ずしも
先づ其保証を要する程の事も有之間布。窮極は妥協に結局する
容疑の余地無之と存候。只各省共己に不成立の予算を臨時の議
会に於て復旧せんとするが如き希望を有するは、為政府にも甚
可惜事と存候。此間尤虚懐に将来を慮るの余地有之度候。書余
讓拝眉。勿々頓首

五月十九日

農亭大兄

博文

本日午後は一時にて品川杉田方迄出浮可申候間、可成議員総会
以前に間に合度と存候。若時間有之候得ば一寸原へも御通知置
可被下候也。

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 至急密親展」

封筒裏「博文」

一一二 明治 年5月22日

静岡県歓迎の事、本月中は故障有之趣を以相断候得共、最早全
県に申通今更相止候事は有志発起者等頗迷惑の由に付不得止事
と存候而、明晚沼津に伺候の上明後二十四日午前静岡へ参り候

事と及確答置候。就而は依例速記者明晚又は明後朝なれば一番
汽車に而御遣被下度。為其。勿々頓首

五月二十二日

伊東男爵殿

博文

〔註〕 封筒表「東京永田町 伊東枢密顧問殿 至急親展」

封筒裏「伊藤博文」

一二三 明治(36)年7月24日

貴翰拝読。改正案は熟読仕置得拜晤可致決定。閱の事は御意見
の通り御取計可被下候。為其。勿々頓首

七月念四

農亭大兄

博文

尚々龍井へ申聞置候有賀の事は御異存無之候得ば御取計可被下
候也。

博文

〔註〕 封筒表「伊東副総裁殿 親展」

封筒裏「博文」

一二四 明治 年5月28日

太田実愈新聞に従事する事に取極候へば、官途の方は速に相辞

可申儀、過日御内談申置候処其後如何相成候哉。公私の分別は判然相着候様有之度御注意是祈候。勿々頓首再拜

五月二十八日

博文

伊東先生

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 肅復」

一二五 明治 年5月29日

〔返翰 往翰の紙背にあり〕

本日は地方官相招き置候に付、白河宮へ宜敷相断、家内丈け参候様御申聞可被下候。以上

博文

〔往翰〕

拜啓 本日は北白河宮様へ被御招候由に而、奥様方御待受到に御座候。本日差練難被遊儀に候はば、奥様方は是より直に宮様へ伺候可遊候に付、御都合御伺可申上旨被申付候。乍憚奉煩御一報候。草々不悉

五月念九

巳代治

大臣公閣下

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 返翰至急」

一二六 明治(31)年6月9日

過刻進歩党より自由党へ明日民党連合の結党式挙行を申込、唯今自由党にては評議中の趣、岡崎邦輔、衆議院書記官長へ及内話候由に承及候処、事情御詳知に有之候哉。御探聞被下度候。為其。勿々頓首

六月九日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 博文 親展」

一二七 明治 年6月27日

唯今子安峻に面面候処、読売新聞株二万円親戚の者へ売渡候云々承及候に付、惜哉友人商業家に彼の新聞株致買得度と平素申居候もの有之候へ共、余は如斯世話人たる事を不承候故、今日に到る迄黙々に附去れりと申候処、実は彼の新聞近來政党史氣を帶來候故、聊有不快且自家経済上の都合も有之売却せり。乍去入用とあらば壹万円位は何時も買戻し出来候と申事也。総株六万円の内式万円子安、式万円本野、式万円は高田の所有の由也。高田も半額は已に転売の趣と申事也。利益は慥に一割三分は無間違と申居候。予而御噂も有之候故若可然と御勘考有之候得ば、明朝可及返答事に仕度候。只今より横山方へ立寄候故、御來臨被下候へば委詳御面談申度候。為其。勿々頓首

六月二十七日夜八時

博文

晨亭詞契

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 親展密」

一 二八 明治 年 7 月 3 日

来十日午後七時半、男子而已の食事に而宣布候に付、早速英公使へ御申遣可被下候。案内帖の儀も御気付の通に而宣布候。勿々拝復

七月三日

博文

巳代治兄

一 二九 明治(24)年 7 月 5 日

一昨日は御投書横浜にて落手、御注意の程多謝不查候。新聞紙御寄贈一読可悪奴輩に候処、和尚は当時不在中に候故必しも其指揮に出たるもの共不被察候。平素の口気を推量し末者の徒の捏造に出候ものならむと被察候。昨夜山県面会同人も驚入候事に候。今日は墨堤の案内有之候処、今夕松方より野村の為に送行の籬筵を紅葉館に開き小子も来会候様との兼約有之候故、東西奔走は困却仕候間老台御越に相成候へば先方へ宣布御断置可被下候。別に差急ぎ可要拝晤事件無之候へば、今朝は滞館不仕候。尤御用事有之候得ば芝迄為御知可被下候。為其。早々頓首

七月五日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「伊藤博文」

一 三〇 明治(32)年 7 月 8 日

演説集題詩御請求の処、漫吟一も可録もの無之、不得止旧作一聯を摘録候間、是に而御間に合ひ候得ば至幸の至に候。早々拝啓

七月八日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「東京永田町 男爵伊東巳代治殿 親展」

封筒裏「大磯 滄浪閣」

一 三一 明治 年 7 月 8 日

共同三菱両会社関係に付ロイセレルの意見書は翻訳の上可相成速に為御見可被下候。此事所係非小無偏無党の処分致度心得に御座候。尚亦テシヨウ曾て起草の学校制度に関する書類有之候歟と覚居候に付、右翻訳書渡辺手元に有之候得ば是も御取寄可被下候。小子写一書致処持候様記憶候得共、見出しに困り申候に付、可相成借覽仕度候。此節教育令改正云々の論議中に付為参考入用に御座候。勿々頓首再拝

七月八日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 親展」

一三二 明治(32)年7月9日

別紙の通、米公使館より通知有之候処、外に用事も有之候故、小生十二、十三兩日の内可致出京に付、遠方来訪は御断被下度。却て東京にて面会は先方にも仕合と存候。願くは十三日出京いたし度公使館御聞合、電報にて返事為御聞可被下候。早々頓首

七月九日

伊東男爵殿

博文

〔註〕 封筒表「東京永田町 男爵伊東巳代治殿 至急親展」

封筒裏「大磯 伊藤博文」

一三三 明治 年7月12日

別紙試験規則外務大臣より取寄候に付、至急過日陳述置候通修正の御返却可被下事。

七月十二日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「永田町官舎 伊東秘書官殿 博文 至急」

一三四 明治(19)年7月15日

昨夜致指点置候改正条項の意見書は、明朝八時迄に入用有之候故、疎略にても不苦候故御認置可被下候。明朝八時に外務大臣、青木次官同伴来訪、永田町官舎にて逐条経討議候筈に有之候。右に付、不分明の廉々も他人へ御聞合に不及候。外務大臣の話題に、他の外務官に御尋相成候共、確答の出来候もの無之との事に候。若明朝賢兄も早起御臨会出来候へば、右書類御携帶可有之候。乍去今夜深更迄も相掛可申事と致推察候故、覚眠出来兼候儀なれば、無論御来会無之共不苦候。為其。勿々頓首

七月十五日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 乞自拆」

一三五 明治(29)年7月16日

御懇書敬読。都下実況御細報多謝此事に候。小子進退の事は、朝野紛紜の議有之は当然の事にして、勿論承知の前の事と存候。過日来熟慮仕居候へ共、妙工夫も更に無之。到今日毀誉は所願に無之候得共、為皇家如何と思慮を費候而已に有之候。野村も近日来田の筈に付、再応同人とも尚相談可仕候。議員承諾書は即捺印の上及返上候間、宜布御取計可被下候。書外讓後鴻。草々頓首

七月十六日

晨亭賢台

博文

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 親展」

一三六 明治(19)年7月19日

品川電信昨夜半相違不分明の廉も有之候へ共大概は相分候処、尚更に取糾申度儀は魯都の借家賃四千五百馬耳克も我方より可相払訊なる歟否の事に有之候。且馬車の事も此方より代金を以可相渡儀なるか不分明に有之候処、全体余り充分の申立にて此方に於ては適當と難見認様相考候に付、青木へ一応御談示被下度候。同氏の意見も承候上及回答度候間、早速電話の不明了なる処を取糾且青木の考案とを為御知被下度候。愚按にては旅費も五千元は少々過額と見込候に付、廉々詳細青木と御談合可有之候。余り不相當の事を承知候ては後來可備入ものの通例と相成候恐も有之候故、此辺も同氏へ御申入被下度候。警視の書面は落手候。別に不要返詞候。三島総監を臨時建築局副総裁を為致兼勤度候に付、官制へ副総裁を置くの手續を為し、其上兼官の叙任相成候様書記官長御申合至急御取計可被下候。為其。勿々敬復

七月十九日

已代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 總理大臣 至急」

一三七 明治(20)年7月17日

明治八、九年頃、工部備テピソンを英國へ帰着せしめたる序を

以、埃及国立会裁判に関する頗未為取調候処、其後同人再任の上、右報告書一冊を提出したる事を記憶せり。右書冊御所持には無之哉。若御処持無之候得ば、多分林董は持合可有之と存候に付、早速御聞合被下間布哉。右御依頼迄。勿々頓首

七月十七日

已代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

一三八 明治(19)年7月29日

御送致の公文類は記名画押の上三宮書記官へ相托及返却候間、内閣書記官へ御返可被下候。留守中万事御注意相願候也。

七月念九日

博文

伊東秘書官殿

〔註〕 封筒表「已代治殿 博文」

一三九 明治(22)年8月2日

今晚より海辺へ再遊候間万端宜布及御依頼置候。今日の會議に而概略は目前相片付申候へ共、前途を遮断するの障碍は百端有之。小子は唯々所見を忠実に及勸告置候而已に候。帰化法は内閣に而或は再修正と相成可申も難料。乍去井上引請不申而は到底成就すべき見込無之、是等は總理より本人へ可被命書に付、

小生より別に余計の助言は不用と存じ差控置申候。書外は期待
晤。草々頓首

八月二日

博文

已代治兄

尚々緊要ナル事有之候節は何に限らず御内報是祈。不尽

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 密啓」

一四〇 明治 年 8 月 3 日

独逸書記官の書面一覽の上返却候間、青木次官へ為御見被下候
而は同氏とドーエンベルク氏と面会の上、遂相談都合能取計呉
候様御頼可被下候。過日青木へ面晤の節大意は相話置候末に付
事情は能々承知の事に候。奏聞書類画押の上及返却候。勿々敬
復

八月三日

博文

已代治殿

〔註〕 封筒表「永田町官舎 伊東秘書官殿 富岡 総理大臣
至急」

至急

一四一 明治(22)年 8 月 10 日

今夕より小田原へ再遊可致候間、為御知申置候。帰化法修正案

写一本総理大臣送來。氣付有之候得ば可申出の様との事に候に
付、津田を以小牧へ右に關する取調書類は貴官の手許に有之候
故、致談合呉候様及伝言置候間、万事御打合不都合無之様御取
計可被下候。書余讓再會。草々拝具

八月十日

博文

伊東已代治殿

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 親展」

一四二 明治 年 8 月 12 日

依事誼今夕富岡迄罷越申度、尤得公許候訳には無之、暫時の事
に御座候故、他へは吹聴不仕。右に付電報等の儀相願置度候
故、乍御苦勞一寸高輪迄御來照可被下候。為其。勿々頓首

八月十二日

博文

已代治賢兄

〔註〕 封筒表「伊東副總裁殿 親展」

封筒裏「博文」

一四三 明治(19)年 8 月 13 日

別紙三通返却候間、御落手可被下候。伊太利通弁官へ御面会の上、
曲馬一事に付左のヶ条御聞合可被下候。横浜にていつ頃迄
興行のつもりなる哉。天覧を願候は、彼等東京へ引越開場の節

に致度候処、凡何日頃なるか（態々呼寄候時は非常の入費を要するを恐る）。且一夜の開場にて凡幾らの費用相掛可申哉。

内々承置度、右の廉々御聞取被下度、全体公使と相談する積に候処、其時間無之、且却而面倒と見込候故、書記官へ及内閣候方便宜ならん。魯海軍大臣本日横浜へ到着の趣に候処、外務省にて何等の取極に及候哉、相分次第御聞取可被下候。尤宮中に關係なき事には無之候へども、謁見等有之候時は粗忽の取極無之様致度為なり。不差急公文書類は取纏め御遣可被下候。可成日中に相届候様致度、早晚夜半に大に極困却候。尤至急の事件は非此限。以上。匆々敬復

八月十三日夜十二時

伊東秘書官殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 肅復」

一四四 明治(24)年 8月16日

閑謙之捧給の儀に付、御申越即別紙花押の上返却候間、御落手早々御取計可有之候。昨日鎌倉に立寄井伯面会、ロ氏意見書出るの上老兄より差送り候筈に付、熟覧相成度申置候。同伯の希望には、其上にて小生と尚遂協議度候事に有之候。昨朝岩倉公爵御内諒を奉し来訪（御用向きは別事也）に付、同爵へ及依頼過日來の一件詳細達叙聞置候。然るに松伯も昨日より富岡入浴の趣、明日頃帰京の由、夫迄は可否不相決事に被察候。決定の上は陸奥より御聞取御内報可被下候。不取敢拝答。早々頓首

八月十六日

伊東書記官長殿

博文

〔註〕 封筒表「枢密院 伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「伊藤博文」

一四五 明治(19)年 8月19日

爾来引続御勉強致遥察候。農商務大臣来訪、委員の始末承候処、今更全く回轍の手段は少々難渋との趣致詳知候に付、此節限備の名義を以委員為相勤候儀致認許置候。此段御承知可被下候。越後新発田の者八名程暗殺を企て此節出京云々の報を篠崎五郎より内務へ申出、其内高橋美佐吉十九才、白井宗七郎二十四才兩人の者は本郷仏学塾中江篤介の門に入り、他の六名が事を不遂節は其意思を継続する約束と申事、少壯輩の口辭にて流行不可信事には候得共、果して右兩人中江の塾中に在や否、極密に御探聞被下度候。キュリヨスチーに致穿鑿度候。御用向相片付候へば御出浮待居申候。匆々不尽

八月十九日

博文

巳代治殿

司法大臣の噂に此節本官迄罪人の増減表報告の為差出候との事に候処、手元に未相達様覚へ申候に付御取調可被下候。若参り居候へば森泰次郎へ御申付取調相成度、若し無之候へば内閣へ

御開合可被下候。急に致一覽度候間御送致相願度候。

一四六 明治(35)年 8月20日

陰雨漸晴冷氣頓加、天候變遷不可測。貴体無恙。万福御起居遙賀此事に候。陳者、長崎東洋日の出新聞社員丹羽末広と申人今朝突然來訪、同港築港紛擾の顛末陳述有之候処、小子事情に不通曉候故附此書為乞晉謁候間、詳細御聞取相成度。同地は旧郷の事にも有之、且平素右工事の情況も御熟知の事に可有之と存候。為其。早々頓首

八月二十日

博文

晨亭詞契

再申 丹羽と申人一回位は長崎にて面会致候事有之哉申居候へ共、小子は充分記憶可仕新聞執筆者の事に付、老兄は御熟知ならんと推察。勿々不尽

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展 丹羽氏携帶」

封筒裏「大磯 博文」

一四七 明治(21)年 8月23日

昨日の貴翰及井上氏の書類とも慥落手。議院法案上奏の事は暫時見合可申、右法案の箇条中少々愚見有之候故、尚可及御相談心得に候。ピゴット意見書は一読の為留置追て翻訳可相願候。同人の官舎修繕費云々の事は必御申越御取計可被下候。巖谷揮

毫は至極上出来に御座候故、印判は森へ御申聞可被下候。夏島へ昨日松方同道にて罷越候処、多数の夫人入込苑は一頭も見當り不申候故、御越相成候ても徒勞に属可申候間御見合可然候。公論新聞は寺島と花房の事と被察候処新聞紙やの造言たる無疑。右等の事実は擱き噂さも無之事と被察候間、花房の心任せに御取計可然候。不取敢拝答。草々敬具

八月念三日

博文

晨亭先生

一四八 明治 年 8月26日

内務大輔建言書は御留置に而宣布、今朝同人へ面会の節、愚考は申聞置候。為差不承知に無之様被察申候。別紙は過日御渡申置候鉄道費額取調に關係の書翰に付序に封入候。元老院の組織改正等の儀に付取調等いたし度、明日又は明後日にも御閑暇の節、御來照被下度。為其。勿々拝復

八月二十六日

再伸 先頃翻訳御願申候仏人元著のロツトリーに係る英文御手許に若し有之候へば、御携帶可被下候。僅に西三葉の書面と覺へ居申候。以上

博文

已代治賢兄

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 伊藤博文 拝復」

一四九 明治 年 9 月 2 日

皇居建築報告書翻訳出来次第御遣可被下候。為其。勿々拝具

九月二日

博文

伊東已代治殿

已代治殿

博文

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

一五二 明治(30)年 9 月 9 日

以特使來論の趣致拝承候。某氏來訪有之候得ば其所説細に聞取可申候。尚二伯会合云々の事に至ては勿論可拒絶理由も無之候に付、先方の都合に任せ可申候。惣て冷遇杯と申様の兎戯的行為は国家重大の場合に於て尤可慎事に候故、世外伯へも安心有之候様申伝可被下候。汽車時刻切迫に付同伯へは別に不載復書候間老兄より此旨御伝言可被下候。為其。早々頓首

九月九日夜

博文

農亭大兄

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

一五三 明治(30)年 9 月 13 日

貴翰落手。岩崎男爵伝言の趣敬承候処、葉山へ伺候候事明日に取極置候間、明後日ならでは帰京難仕候間、此段岩崎男爵へ御伝可被下候。井上にも昨日致面会候処、同人も十六日に帰京の由に承及候故、旁十五日帰京仕度候。此段宜布先方へ御通知相願度候。早々頓首

一四九 明治 年 9 月 2 日

皇居建築報告書翻訳出来次第御遣可被下候。為其。勿々拝具

九月二日

博文

伊東已代治殿

〔註〕封筒表「鹿鳴館 伊東已代治殿 博文 至急」

一五〇 明治(20)年 9 月 5 日

昨夕訪山県於目白掃路永田町に立寄候。不在に付不得拜晤候処、過日及依頼置候ロイセルル氏のラブセルベーションは可成速に御翻訳相成度企望の至に候。右は少々要急の理由有之候故、子細は面晤に讓可申。勿々頓首

九月五日

博文

已代治賢兄

研北

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 至急密啓」

一五一 明治(19)年 9 月 8 日

日下知事電報落手。回答は本日午前十時頃外務省へ立寄青木次官面晤の上取極可及返詞候に付、青木へ此儀御通知相成置度候。勿々不尽
九月八日

九月十三日

伊東男爵殿

博文

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

一五四 明治 年9月14日

照会訳文供覧置候処、御下渡に付写差進申候間、御落手可被下候。此書の意義を採り御翻訳被下候方可然候。為念此旨。勿々敬具

九月十四日

巳代治賢兄

博文

〔註〕封筒表「伊東巳代治殿 伊藤博文 密啓至急」

一五五 明治(19)年9月18日

別紙の通青木より申来候に付、外務省より申立次第即刻相運候様、内閣書記官及賞勲局へ御申遣置可被下候。伊太利公使書面中に記載有之候人名はナポレヲンの随行官にて伊太利の貴族也。ナポレヲンには昨日既に御親授相済居候。為御心得申添候。勿々頓首

九月十八日

博文

巳代治殿

〔註〕封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

一五六 明治 年9月20日

公債に關係の書類翻訳可然の御意見の廉々熟読の上尚可及御相談候。勿々拝復

九月二十日

伊東殿

博文

一五七 明治(20)年9月26日

報知社員へ御返答振りは不都合無之候。却説、地方官へ諭示すべき書面はどーせ英文にも翻訳し、内外人に対し政図の所在を知らしめざるべからずと存候処、右の文章を翻訳する事には困難無之歟。日本人に感觸を持せ候方を強め候へば、外人には却て不相響、外人を感ぜしむれば、日本人に左迄不相響等の短処は言語の異同不得止事に候処、外に表発して訳文上のロジックは相叶候様致置度候ものと愚考候。能々御考置可被下候。明日一応翻訳の上尚亦訳文にて一睨仕度と存候故、翻訳御依頼申度候。為其。勿々敬復

九月二十六日

巳代治老兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 密啓」

一五八 明治(20)年9月24日

唯今迄山県来談。大略遂協議置地方官へ可相示書面の草稿は同大臣へ相渡置申候。明朝井上図書頭御相談の上文章の可改正は改正を加へ、翻訳出来候へば其上に而御相談申度候。今晚は少々感疲勞候故、高輪へ罷越充分安眠仕度候。明日十二時過迄は高輪に罷在候。午後一時頃よりは多分松方大臣の三田邸に而寺島に面会可仕候間、至急御用事あらば御知らせ可被下候。右御依頼迄一書相殘置申也。頓首

九月二十四日夜

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 密啓」

一五九 明治 年9月25日

翻訳并に原稿共為御持、鳴謝此事に候。御眼病の央、至急の御苦勞恐悚の至に候。明朝迄熟閑の上、尚愚見可及商議候。三田の集会は充分面白く、近頃の快を覚へ申候。明朝は永田町、或は内閣へ出頭の心得に御座候故、都合に寄為御知可申候。匆々頓首

九月念五

晨亭先生

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 密啓」

一六〇 明治(22)年9月28日

御細書敬読。身分法會議云々御示致承知候。何れとも副議長の意見次第に御取計可有之、委員会修正案天覧の事如貴案にて何も差支有之間布候。昨夜西郷大臣来訪有之、目下の形勢難断止愚考は如何との事に候処、内外の事情益々切迫不堪憂慮候得共、良案も無之、殊に意見を提出するも容易に可被行時態とは不存候故、不得止蟄伏罷在候。諸君に於て充分御尽力有之度との意味を以相答置申候。尤同大臣来訪は極密の趣に付、此段御含置可被下候。別紙商法案は早々内閣へ御返却可被下候。為其。草々頓首

九月二十八日

巳代治老兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 博文 親展」

一六一 明治 年10月1日

今晚六時御間合なれば、晚餐の為御来臨可被下候。来客山県夫婦外に一兩名、全く懇和の連中に御座候。為其。匆々不尽

十月一日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

一六二 明治 年10月1日

昨夕御来話の節如申入置候、今朝都築呼寄両伯へ小生の口上を以て為致勸告候積りに候処、一方は左迄の事無之候。一方は余程意気込強き趣に被察、同人も聊躊躇の体に見受候故、桂首相の幹旋無事に落着候様尽力有之度段同人を以て伝言仕置候。明日迄には回答可有之の事に相約置候。別紙両伯書翰は留置候必要無之及返上候て、結着の上先方へ御返却相成可然候と存候。都築へは詳細に愚見申聞置候間、桂伯に於て何とか緩和平穩の処置振有之筈と存候。拝答。勿々頓首

十月一日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「侯爵伊藤博文」

一六三 明治 年10月2日

貴翰拝読候。昨日は冒大雨僻遠の地へ御光臨鳴謝不番候。如貴論突然の上奏の為及御内談置候手筈と致齟齬遺憾の至に候得共、委員被命候趣都築より電報にて為知来候故、以電話直に委員を取消候様申遣候間、東久世へ申通取計候事と被察候間御安心可被下候。不取敢拝答。早々頓首

十月二日

晨亭大兄

博文

明日は必出京可仕に付其節得拜鳳尚御相談可申候也。

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿 拜復」

封筒裏「博文」

一六四 明治 年10月5日

眼病に而御困却の趣伝聞、御見舞申度候得共、却恐妨静閑、態々欠音問申候。目下為差急事も無之際、精々御加養專一に候。本山は、長崎へ内務大臣より聞合の上、叙任の儀申立候に付、本日拝廟為相済申候。同人代撰の事は能々御取調可被下候。月給の多少と申より寧人物学力の優等なる者相用置度、往々は書記官にも登庸可相成ものに候へば、旁試験の為可然歟と存候。勿々頓首

十月五日

博文

已代治老兄

〔註〕 封筒表「永田町官舎 伊東秘書官殿 総理大臣 至急親展」

一六五 明治 年10月5日

突然官舎へ立寄候処、御不在不得拜晤、小子は今夕より小田原

へ再遊可致候。何も別に緊急なる事件も無之に付、強て要拜晤にも不及候。何か用事又は御聞込の珍事もあらば、御通報可被下候。早々頓首

十月五日

博文

已代治老兄

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 博文 親展」

一六六 明治 年10月6日

此英文の翻訳と写しを添て御返却可被下候。為其。勿々不尽

十月六日

博文

已代治賢兄

〔註〕封筒表「農亭兄 博文 袖展」

一六七 明治 年10月9日

過刻尊来多謝。其節及相談置候物品為御持落手候。大岡は今晩の間に合不申候故、近日大磯にて可致面会候。早々頓首

十月九日

博文

農亭大兄

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

一六八 明治(29)年10月19日

爾来絶音信候処時下御清福敬賀。僕咽喉于今不得快復困却せり。却説其後板垣御面会林有造も帰京の筈と存候処、都合能御申合相成候哉。序に為御知可被下候。為其。草々頓首

十月十九日

博文

農亭大兄

〔註〕封筒表「男爵伊東已代治殿 親展」

封筒裏「伊藤博文」

一六九 明治 年10月28日

昨日遊金沢本日午後帰邸両三日滞京のつもりに候。明朝御閑暇に候得ば暫時御光臨被下度候。尤其後御病状如何を不詳万一も于今御臥床に候得ば、電話に而為御知可被下候。時宜小子推参可仕。早々頓首

十月念八

博文

農亭先生

〔註〕封筒表「伊東男爵殿 親展」

封筒裏「博文」

一七〇 明治(30)年11月9日

昨日明石艦進入式の案内有之候に付、富士艦一覽旁横須賀に赴候処、豈内閣各大臣に邂逅、就中陸軍大臣の談話に老兄に面會乞助力度の事にて、小子より寄一書致懇憇候様依頼有之候に付、老兄は小子平素の訓戒を守り厳正主持中立の方針在不偏不党の地位小子亦所是認故に、為差御用にも相立申間布候へ共御面會相成度候へば、早々書面差出可申と相答置候に付、此書御落手の上可成御面晤有之度候也。勿々頓首

十一月九日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 至急親展」

封筒裏「博文」

一七二 明治 年11月19日

明日は御會合の趣に候処、小子は本日より大磯へ帰省、四、五日中出京可仕候。別紙修正案は河上其外申合試草の由に而差出一読候処頗得休候様被察候。御熟聞申上明日參會諸侯御熟議可被下候。尚註釈更正も可成速に出来候様御尽力可被下候。出京の上は早速供聖覽候而、御慮相伺候心得に候。為其。勿々頓首

十一月十九日

伊東顧問官殿

博文

〔註〕 封筒表「男爵伊東巳代治殿 親展」

封筒裏「博文」

一七一 明治(28)年11月10日

貴書の趣敬承。兎に角何等異状有之候へば井上小村より可申来事と被察候。愚考には米公使及コツクリール共に露使に被使役は不致乎と疑訝に不勝。姑待後報可申候。自由連中昨夜集會好結果云々電話にて末松より報来候処如何。例の書面の事は嚴重に御注意肝要と存候。此際甘き事に致し置取返し之出来ぬに致りては大事と存候。拜復。早々頓首

十一月十日

晨亭大兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東枢密顧問官殿 親展密」

封筒裏「博文」

一七三 明治 年11月22日

本日何人かの案内受込は無之哉。乍御面倒二階書室の板一応御覽可被下候。為其。勿々不尽

十一月二十二日

巳代治兄

博文

一七四 明治(23)年11月28日

今朝暫時得拜晤度候間、帝国ホテル迄乍御苦勞御来臨被下度。

奉答の儀に付、御相談申置度候。英国の例規に依り候得ば、Letter of patent 及 Speech と両通に相成居候様被察候処、從來御取調は如何相成居候哉。我国にて採否は兎角も一応取糾置度と存候。右等御内談申度。為其。草々頓首

十一月念八

博文

已代治老兄

候。勿々頓首再拜

十二月六日夜

博文

已代治兄

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 博文 至急」

一七七 明治(18)年12月16日

澳國トリエス領事ヒエーテロット今明日発航上掃程候由にて、明朝小子に面会を乞ふ為めに同人妻来訪の趣に候処、此節柄何分多用に而時間難取極候故、乍残念真の暇乞なれば相斷置度、尤用事なれば御聞取可被下候。且夫婦兩人へ厚く伝言を添へ掃路無恙本國へ帰着あらん事を望むの意を御申伝可被下候。乍御苦勞氷川社前に住居罷在候故一寸御尋、右の由御申伝可被下候。以上

十二月十六日

博文

已代治殿

已代治老兄

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

一七八 明治 年12月16日

本日及御内話置候通り四、五日間転宅騒動に而參朝不仕候に付、百事他の懸り參議へ御相談可被下候。尤大概の事は會計部は合議に付、大隈へ御談示有之度候。就而少々相願度兵庫県の

一七五 明治 年12月30日
今晚御来臨可被下候様相願置候処、外国人等故障有之候に付、今晚の案内は止めにしたし申候。御来照に不及、此段御承知可被下候也。

十二月三十日

博文

已代治老兄

〔註〕封筒表「伊東已代治殿 伊藤博文 至急」

一七六 明治 年12月6日

唯今より高輪へ罷越候に付至急の事有之候得ば為御知可被下候。過刻願置候澳領事の事は宜布御頼申候。明朝は十時頃參朝のつもりに御坐候故、万一用事有之候はば宮内へ御来訪可被下

士族に而元海軍省御雇去月迄相勤居候もの太田実と申もの、即今芝公園地内仏心院に居住する者少々取調の事申付置候に付、何卒内務部に而二十円位の御雇拜命御取計可被下候。小子名前必用に御座候へば御加筆御上申可被下候。勿論等外勅任の差別無之候。為其。勿々拝具

十二月十六日

再伸 而三月間相用候つもりに御座候。御用向も宅にて為取調候つもりに付日勤は不為致候。此段も御心得置可被下候。以上

伊東賢兄

内啓

博文

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 内啓親展」

一七九 明治(19)年12月19日

本日午後一時浅草井生村楼にて開演する末広重恭が論題伊藤内閣一年紀と掲載したるは何等の事件なるや、聞取書者を遣し筆記せしめ度候。早々御申付可被下候也。

十二月十九日

已代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東已代治殿 博文 機信」

一八〇 明治 年12月22日

別紙電報唯今到来。暗号には無之。尤号外にて已に流布せるものと大同小異に付、何の役にも相立申間布候得共入一覽置候。早々頓首

十二月二十二日

晨亭大兄

博文

新聞先生九時来臨の筈に付、御面会相成候方可然時刻に為御知可申候。

〔註〕 封筒表「伊東書記官長殿 親展」

封筒裏「博文」

一八一 明治 年12月26日

皇后の御正服二十七、八日の間相達可申段電報到達候趣、御通報鳴謝候。早速愚妻へ此段御申聞可被下候。全体仏郵船に不積込して独逸船に積込たるは迂遠至極の事なり。独逸船の航路遅延する事をも不解、不案内なる独逸商人には困り入たる者なり。尚明朝は帰宿可致に而其節緩々可致詳知候。勿々敬復

十二月念六日

已代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 親展」

一八二 明治 年 月 6日
別紙便宜次第澳國へ御送致有之度候事。

六日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 親展不要貴答」

一八三 明治 年 月 8日

別紙はテシヨウよりの書翰に付、山県へ返書を草し候様、御申
通有之度候也。

八日

巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

一八四 明治 年 月 9日

山崎氏へ御示談、御一覽可有之候。

九日

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文」

一八五 明治 年 月 15日

新納少将へ可相渡訓令案ニ通今朝携帶のつもりに御坐候処、如
何相成居候哉。為御知被下度。御手許に無之候へば後刻大政官
へ御送可被下候。

十五日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

一八六 明治 年 月 12日

巖谷忠順なる者の事、過日一寸御内話申置候処、本人博覧会見
聞の為出京いたし居候に付、可成早く相運候様御工夫相願度
候。勿々不尽

十二日

伊東巳代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文」

一八七 明治 年 月 17日

帰路官舎御立寄可有之必御待受可致旨御回答可有之候。小生唯
今外務省へ出頭中に御座候へ共、後刻可致帰舎其内にも来車有
之候得ば外務省へ為御知可被下候。勿々敬復

十七日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 拝復」

一八八 明治 年 月 15 日

事宜に依り候而は早急に相発都合候立到も不可凶に付、本日勅書案井上と御申談有之度候。大意は昨夜申置候都合に而可然候。尚三兄共退出迄御待合被下度候。以上

十五日

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 伊藤博文 拝復秘啓」

一八九 明治 年 月 19 日

森へ可遣電報は明後日の事と可致候間、暫時御預り置可被下候。北京よりの電信写は、慥に落手候也。

十九日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 拝復」

一九〇 明治 年 月 20 日

前日御内話申置候横井時雄扶助の事に付同人にも面会、且三好

退蔵も承知の事、乍御手数別紙に金三百円程御附添御下候而、小生名前を以三好迄御送附被下候様仕度候。此段及御依頼候。早々頓首

二十日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東男爵殿、博文 親展」

一九一 明治 年 月 26 日

テシヨウ及ルドロフ氏の講議筆記一部宛相揃伏見宮殿下へ御贈致可被下候。同宮講議に出席の思食有之に付、先筆記御覽相成度と申上置候也。

二十六日

博文

一九二 明治 年 月 27 日

佐藤暢電文に対し左の通申遣候ては如何。勅使に発せられても承諾なきの見込なるか直に返詞。貴考にて無益且失体なりとの御觀察なれば右の再電は止めにしても可なり。一応御相談迄申述候。早々頓首

二十七日

博文

晨亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東殿 博文 密親展」

一九三 明治 年 月 27 日

井上より別紙の通申越候に付、共同運輸会社へ不得許可者は一人も為乗組候事不相成段、嚴重に御申遣可被下候。為其。匆々頓首

二十七日

博文

巳代二殿

尚々藤田支那行の事は無間違同人よりも承居候に付、薩摩丸乗組は吃度相拒ぎ置候様有之度候。同人の外にも必ず右様のもの可有之と存候に付、横浜神戸長崎三港にて吃度可致注意事と存候也。

一九四 明治 年 月 28 日

今晚七時延遼館食事へ御来臨出来候哉。遼の事に而御迷惑には可有之候へ共、人操の都合に而願上候。尤も礼服に御座候故御承知可被下候。以上

二十八日

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

一九五 明治 年 月 28 日

千円伊東。五百円末松。五百円小倉。三百円園田。二百円小野田。二百円検事。右の通にては如何。当年は異常の事に付、最後の兩人も丸々不問に措くは聊不快に被存候。

二十八日

博文

農亭大兄

〔註〕 封筒表「伊東殿 博文 親展」

一九六 明治 年 月 29 日

白耳義公使面会の儀は今日は差支有に付、明日なれば午後三時頃面会すべし。場処永田町にて可然、此段御回答可被下候。以上

二十九日

博文

巳代治殿

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急復」

一九七 明治 年 月 29 日

本日は事誼に寄り用事可有之候に付、午後一時頃には是非大政官取調局の内へ御出頭可有之候。警視職制変更の義に付、過日ルドロフへ問合の回答は如何相成候哉。警視總監来訪頻に差急有之申居候に付、可成速に御片付相成度候也。

念九日

巳代治殿

博文

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 親展」

一九八 明治 年 月 29日

今朝白耳義公使へ明日面晤の事御返詞被下候哉。右用事既に今日同公使外務大臣へ面会候趣に付、相済候事と察候へ共、明日訪来有之候へば可致面会、多分来否は難相定事ならん如何。先日来尽心身候事も、尚亦少々変態有之、聊方針を致転換候へ共、落ち着く先の津源は大差無之、随分激浪洪波の航海なれば、使乗客安心非容易、是亦執舵者の常事耳。只今より参朝、英公使御暇乞の謁見を為済夕刻帰邸の筈に候。用事あらば永田町へ為御知可被下候也。

二十九日

巳代治殿

博文

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 親展」

一九九 明治 年 月 29日

本日の朝野新聞に、本官対島巡視は砲台新築の工事を見合せ、或は撤去するに到るも不可計云々、頗人心を疑惑せしむる事と存候に付、同社員の面会或は書通にて正誤候様、御取計給度

候。本官巡視は海防虞備を堅固ならしめん為なるは不俟論候に付、彼社員等相含程克正誤し、明朝の新聞に相現し候様有之度候。為其。勿々不尽

二十九日

博文

二〇〇 明治 年 月 日

過刻より西郷、柳原、山尾等罷越長談移時、少々覚疲劳候へ共、為差事には無之候故、議長先生御同伴被下候へば可得拜晤候也。

巳代治兄

博文

〔註〕封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

二〇一 明治 年 月 日

井上毅

伊東巳代治

松方総理

内務大臣

東久世

峰須賀

華族及官吏
貴族院議員

演説の結果は到底公発すべきものとして速記者を置き、之が新

聞に登録せざれば効力なかるべし。演説論題は日本憲の大義を主眼とし、欧州憲法を引証し憲法的の動作を我憲法に対照して、果して其主旨に適合するや否は云々あり。併て貴族院の性質其職權及責任上に就き勸告せんとす。

〔註〕 封筒表「東京永田町枢密院事務所 伊東書記官長殿 至

急親展」

封筒裏「伊藤博文」

二〇二 明治 年 月 日

通信省の官制のみならず通則及び各省官制共々校正済の分、不残再び印刷に付し而は如何。海軍の分は協議相整次第に印刷に付可申候。概略三百部位は摺立置候。共々不用には不相成歟と被察申候。御勤考可被下候。以上

巳代治兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文」

二〇三 明治 年 月 日

再三熟考候処ロイセルルの草案未文朝鮮をして晩今開明の助に憑り、自立せしめんと欲するの外に意なしとの一章は、支那には少々御氣に入らぬ方ながら、相加置候方此方の便宜と存候に付、御注意可被下候。以上

博文

巳代治兄

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 博文 密啓」

二〇四 明治 年 月 日

今晚は少々覚疲勞候に付、別邸にて明朝迄安眠可仕候間、其内急用有之候へば為御知可被下候。

巳代賢兄

博文

〔註〕 封筒表「伊東巳代治殿 伊藤博文 至急」

中封筒表「伊東秘書官殿 博文」

(封筒及び中封筒は二〇四―二〇六共通)

二〇五 明治 年 月 日

過日願置候一兩回戸山御面会の事は如何相成候哉。一寸為御知可被下候。今晚は何方へか御越し候哉。

巳代治兄

博文

二〇六 明治 年 月 日

別紙の通福地より申来候閣議の事は、記載すべからずと申答候積に御座候如何。

内閣會議ありたる事は記載するも妨なし。別紙の如く少しく書

加へたり。早々御返却可被下候。

二〇七 明治 年 月 日

シーボルト来書の趣は同人の都合を以来島相成候へば欣然可致
面会段御回答可被下候。

已代治殿

博文

〔註〕 封筒表「伊東秘書官殿 博文 至急」

〔附〕 (伊藤宛伊東書翰)

拝啓 唯今箱根より飛脚夫到着。別封持参折返し御返書相戴度
旨申述候に付、不取敢小生開封仕候。明後十一日シーボルト拝
趣いたし度由、小生拝趣可奉仰御指揮と存候処、風濤激しき由
船頭共申述候に付、態々御書面御伺申上候。飛脚は今夜にも発
足いたし度旨申居候。勿々敬具

八月九日

已代治再拝

大臣公閣下

再啓 過刻ロイスレル氏へ面会、別封被相託候。又、安原より
の来信参合居候に付任幸便差上候。

二〇八 明治 年 月 日 (断簡)

昨辱貴翰且御獵獲物御惠贈万謝の至に候。局務の進行に随伴す

る御報道の詳細は審明に承知。宮内当局者會議に列席の事は実
務上好都合と被察候。此後も事宜に依り時々御加入相成候事或
は運用の妙乎と存候。陳茲に一事貴見承知仕置度儀に有之、左
に大略相記差出候間御高見御示可被下候。彼の木曾山境界争訟
一件に付、兩三日前三好退蔵他人の依頼を請け大磯に来訪、宮
内省の告訴撤回説を以て政府当局者に要請の結果、政府細査の
上可及返答。夫迄は議會に於て質問等提出を見合具候様との回
答の末于今確答無之に付、近日質問を提出せんと議を代言議
士連類に鼓吹するに、若し議會の問題と相成ては宮廷の体面に
関係し不面白を以て、小子に幹旋円満に帰せしむる手段を執り
自然(以下欠)

二〇九 明治 年 月 日 (断簡)

マルシヤルより再応別紙の通歎願申越候に付、今朝外務大臣面
会遂示談候末、到底同人情願の通には難相成候得共、退隱料の
外に一ヶ年二千円を給与し、欧州の事情を時々為致報告候事に
取極置候に付、同人へ返答に前文の大略御認早速御発送被下度
候。尤期限は相定不申、六ヶ月前の予告に而、何時も取止め候
筈に候得共、數年間は右に而大丈夫ならんと存候。返書の大意
には、同人より兩度の書柬に而依頼有之候故、外務大臣へ從來
勅励の事情逐一及陳述特に(以下欠)

二一〇 明治 年 月 日 (覚書)

立法の独立 外部の運動
選挙潔白自由 脅迫の敵 賄賂

両院の調和 守旧改新の意にあらざ

立法行政の調和帰一

憲法政治の目的

立法行政の各独立

人口の多寡に応じ参政権の分配

商工の事業国家の消長に関する大なり

党派の情勢

二二一 明治 年 月 日

貴官の見込に於ては、訟廷を開く事なく談判而已を以て事件の局を了するつもりなるや。或は、曲直は訟庭を開き公平にて判定せんとその事を協議する迄のつもりなるや。此二様の仕方に依り左の結果を生ずべし。第一談判のみにて双方引別れとすれば、彼我共に曲直は自己の見る所に帰し、裁判は互に關係なきものとなるべし。第二通常の手続きに依り訟廷を開き処分せんとつもりなれば、談判に於ては証拠を手強く争はずして、偏に裁判を以て局を結ぶ事となし其手続きを協議すべし。右二様何れに帰せしめんとの見込なるや、司法部分の諸官とも談合の上意見を回答すべし。

二二二 明治(21)年 月 日 (議院法逐条修正意見)

第一条 場処を指定する。

第二条 宮内大臣より召状を出す事。

第四条 翌日までに云々。

第五条 天皇は勅命に改む、認可は勅許とすべし。

七条

十一条

十二条

十三条

十九

二十一

二十二

二十五

二十七

三十四

三十六

四十四

四十五

四十六

四十八

四十九

五十四

六十九

七十九

天皇親臨云々法律を以規定すべきや否。

半数改撰の選挙法に於ける場合は如何。

關位の場合は継続者の任期とする事穩当の文字ならん。

會議を整理す云々は議場を整理するの意にはあらざるか。

書記官は其長の職務を輔佐するは不当。

年俸は細議を要す。

全院委員會は必ず議長の直席を要するか。

議院の議決に由り議員の傍聴を禁ずるの例あるか。

相当の手当は何人が之を定む。

天皇の二字は除くべし。

停会は前議案を継続するか。

款項表決の事は取調を要す。其故一科目に付款項の二表決を取るは甚煩し。

此条何の要あるか。

但の下に之が為めの文字を挿入すべし。

代理の事如何。

大臣其外国會員たる場合は如何。

満足せざるの場合に再応建議と為すは其例あるか。質問の主意書に付議長不都合なりとしたる時の権力を記載せざるは如何。

請願取捨を決すとは如何。

時宜に依り政府の弁明云々は余計の事なり。

〃七十一 請願人自身は代人とすべし。

〃七十五 庁の一字は除くべし。

〃七十六 此条削除すべし。

〃七十七 但以下削るべし。尤違法の遅延拒絶するは格別。

〃八十一 政府文書の抄本を議会に差出すは煩雜に堪へざる事なり。官に就て見る事を得るも妨げざるべし如何。

〃八十三条 官の保護を受けるの分界は何もの認定する所に依るか。此事不用ならん。

〃九十二 其規則とは議會自から定むるものを云か。

〃百条 至尊の勅旨を引称する事を得ずとは甚不明了なり。

〃百二 他人の爲めにの文字不用なり。

〃百九 議事録に記載せざる時は事後懲罰を論ずるに当り。

〃百十 水掛論となるべし。
新聞報告者は又然るか。

二二三 明治(31)年 月 日 (覚書)

田島市街宅地に於て一千七百万円を増加す。此案は現今の地価に單純に増額の目的。万一は議會に於て地価に多少の修正を加へ議場の多数を制し得る見込相立、建議或は議決を以て高額なる地価を修正し、三百万円位を減却するの議にして成立する場合には、政府は同意するの覚悟なれども今日明言する底意にはあらず。千七百万円中三百万円を減ずるとすれば地価の減却は壹億貳千万円也。而して右の三百万円は他の税源に移し其不足

額を補欠するの他なし。

二二四 明治 年 月 日 (覚書)

教育の方嚮

外交の方嚮

条約改正延期に付、法律裁判其他實地に就き改良を加主權回復の目的を達すべき事。

国会開設は二十三年を期し一定の目的に因り之を執行する事。地方自治の制度は漸を以之を施行する事。

現今の施行の税法は当分現在の儘之を繼續する事。但地租の高額なるは論を俟たざる事に付、之を減ずるの方法を講窮すべき事。地方の經濟は自治制度施行に随ひ税法及其管理方法を改正すべき事。

官吏の多数なるは勿論減せざる事を得ず、即今之を減却する事に着手するや否の事。

陸海軍の改良進歩は今日東洋の大勢に於て不可闕事に付而は、即今の儘増減する事なく之を繼續し、但其無用の費を省き有用に転ずるが如きは其範圍内に於て之が改良を加ゆべき事。

(註) 封筒表「伊東巳代治殿 博文 至急」

二二五 明治(17)年 月 日

警察一部の長は陸軍大中少尉の内より相勤候に付、千四五百タールルの給料を受く。警部は六七百タールルを受く。士官一名警部二名を日本に招聘するとせば、其給を一陪するも概算は六

千ターレル内外なるべし。我貨幣にして五千円内外なるべし。
右の積を以御備入相成備期限は、三ヶ年とせば足るべし。右に
て御異存無之候へば早速独逸へ申遣べし。至急御回答之あるべ
し。